

ゆめ半島千葉国体匝瑳市売店設置要領

[平成21年1月29日決定]

1 目的

ゆめ半島千葉国体匝瑳市売店設置要項に基づき、大会参加者等の便宜を図るとともに、広く郷土物産品などを紹介するため、関係団体の協力を得て設置する売店等に関し、円滑な運営を図るため必要な事項を定める。

2 設置場所及び期間

売店の設置場所については競技会場周辺とし、詳細な場所については競技団体、各種団体と協議し決定する。出店規模は、出店状況等を勘案し、必要に応じ実行委員会において調整する。

設置期間については、原則として競技開催期間中とする。ただし、荒天等により競技会が延期された場合は、設置期間を延長するものとする。

3 開設時間

売店の開設時間は、原則として競技開始から競技終了までとする。ただし、ゆめ半島千葉国体匝瑳市実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、業務の実情に応じて開設時間を変更できるものとする。

4 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものの範囲とする。

- (1) 国体関連グッズ
- (2) スポーツ用品
- (3) 郷土物産品
- (4) 飲食物（食品衛生関係法令に規定する営業許可施設において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの。）
- (5) その他実行委員会が特に必要と認めたもの。

5 出店者の基準

出店を申請できる者は次の条件を満たした者とする。

- (1) 原則として、競技開催期間中を通して出店できること。
- (2) 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。
- (3) 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。

6 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店許可申請書（様式第1号）に売店出店申請者の概要及び出店計画等（様式第2号）を添えて、実行委員会に提出するものとする。

7 経費の負担

出店者は、売店の設置、運営及び撤去に要する経費相当分を負担するものとする。ただし、実行委員会が特に認めたものは、この限りではない。

8 募集及び出店料等

募集及び出店料等は、その都度、別に定める。

9 出店者の選定及び売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店申請のあった者に対し、適当であると認めた者について出店料の納付確認後、売店出店許可証（様式3）を交付するものとする。

10 保健所への報告・申請

実行委員会は、飲食物販売業者の出店を許可したとき、県食品衛生対策指針等に基づく計画書等を保健所などに届け出るものとする。なお、営業許可等の申請は出店者が自ら行うものとする。

11 売店責任者

出店者は、当該従業員の中から売店責任者を決め、当該売店に常駐させ、実行委員会の指示に従い販売等が適切に行われるよう努めなければならない。

12 設備基準

出店に係る設備等の基準は、次のとおりとする。

（1）食品関係売店

食品は、容器包装などにより汚染防止及び直射日光を避けるなど必要な措置が講じられており、保管、陳列は衛生的な設備で行い、かつ、冷蔵保存が必要な食品には冷蔵設備を設けること。

（2）その他の売店

取扱商品の内容を明瞭に識別できる陳列設備を設けること。

13 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 競技会場等の付帯施設（電源等）の使用は原則として認めず、各自で用意する。ただし、実行委員会が必要と認めた場合はこの限りではない。
- (3) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみ・排水等は各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (4) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (5) 飲食物を販売する売店にあたっては、紙容器、空きびん、空き缶等を回収する販売方法をとること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する駐車証を指示された位置に掲示すること。
- (7) 従業員は実行委員会が別途交付する I D カード等を着用すること。
- (8) 食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (9) その他、関係法令等を遵守し、実行委員会の指示に従うこと。

14 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し、または管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み及び拡声器等を使用した販売行為を行うこと。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものはこれを除く。
- (6) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が特に認めたものは、これを除く。
- (7) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

15 管理運営

売店における販売品等の管理は出店者の責任とし、火災・盗難その他の不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

16 事故などの処理

売店において、事件、事故等が発生したとき、または不審者若しくは不審物を

発見した時は、直ちに実行委員会に報告するとともに、その指示に従い、処理するものとする。

17 許可の取り消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、出店許可を取り消すことができるものとする。

- (1) 関係法令及び売店設置要領に違反したとき。
- (2) その他、実行委員会が不相当と認めたとき。

18 原状回復

出店者は、大会終了後速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状に復し、実行委員会の検査を受けなければならない。

19 損害賠償

出店者（従業員を含む）は、会場内の施設または第3者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

20 その他

この要領に定めるもののほか、売店運営の実施に関し必要な事項は、別に定める。